

B 二審

令和2年1月22日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 薩川恵美

令和元年(ネ)第4109号慰謝料請求控訴事件(原審・前橋地方裁判所平成30年(ワ)第356号)

口頭弁論終結日 令和元年12月4日

判 決

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

控訴人 今井 豊

前橋市大手町1-1-1

被控訴人 群馬県

同代表者知事 山本一太輔

同訴訟代理人弁護士 長谷川亮輔

同指定代理人 浦野弘則

同 同木村就一

同 同森下信綱

同 同筑井智史

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、10万円を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、控訴人の所在場所の近くで獣銃を発砲されたことにより脅迫された等と被害を訴えたにもかかわらず群馬県警察本部所属の警察官が十分な対応をしなかったこと等が国家賠償法上違法であり、これにより精神的

苦痛を被ったとして、国家賠償法1条1項に基づき、被控訴人に対し、慰謝料の一部として10万円の支払を求める事案である。

2 原判決は、控訴人の請求を全部棄却したことから、控訴人が控訴し、前記第1に記載のとおりの判決を求めた。

3 本件の争点は、群馬県警所属の警察官らの対応に国家賠償法上の違法があつた否かという点にあり、これに関する当事者の主張は、以下のとおり訂正するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の2記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決6頁10行目及び22行目の各「現場検証」をいずれも「現場確認」に改める。

(2) 原判決7頁12行目末尾の「告訴状」を「告訴状案」に改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、以下のとおり訂正するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決9頁3行目の「臨場して現場検証を実施した。」を「臨場した。」に改める。

(2) 原判決10頁1行目から同2行目までの「午後3時頃の原告からの電話によって」を「午後3時頃に沼田警察署を来訪した控訴人から」に改める。

(3) 原判決10頁3行目の「これを実施した。」を「現場確認を実施した。」に改める。

(4) 原判決10頁10行目末尾に改行して次の説示を加える。

「控訴人の主張には、原判決の「不法行為1（殺人の事故への偽装）」についての判断の欠落を指摘する趣旨と思われる部分がある。控訴人の主張を善解すると、平成21年2月20日に控訴人の叔母である太田まり子が変死したことに関する控訴人の被害届を隠蔽するため埼玉県警が脅迫を行ったこと

が背景にあり、今回の不法行為も自分に対する包囲網の一環であると主張するようにも理解できるものの、証拠による裏付けを欠き、本件と関連性を有すると認めることはできず、採用できない。

(5) 原判決11頁7行目の「その状況等を見分させて」を「現場に臨場させて」に改める。

(6) 原判決12頁末行の「、世話人としての役割性」を削る。

(7) 原判決13頁3行目から同7行目までを、以下のとおり改める。

「(イ) これに対し、控訴人は納得せず、牧島警察官に対して告訴状を交付しようとしたところ、同警察官は、担当部署である刑事課に行って提出してほしい旨、担当ではないからその場で告訴状を受け取ることはできない旨を伝え、現場から立ち去った。」

(8) 原判決15頁8行目から同13行目までを、以下のとおり改める。

「控訴人が平成29年10月27日午後3時頃に野口警察官に対して、銃声がした事実及び沼田警察署長の見解を問いたい旨を伝えた事実、及び、同警察官がこれを無視した事実については、これを認めるに足りる証拠がない。」

(9) 原判決16頁2行目の「に加えて」から同8行目の「いわざるを得ない。」までを削る。

(10) 原判決16頁21行目から17頁10行目までを、以下のとおり改める。

「(イ) しかしながら、血痕の散乱等が確認された場所が、公共の用に供された道路上であり、控訴人以外の第三者も通行し又は通行することが可能な場所であることからすると、道路上に血痕が散乱された状態があるからといって、客観的にみて、それが生命・身体に対する危害が加えられる現実的な危険性を控訴人に感じさせ、恐怖させるに足りる事象であるということは困難であるといわざるを得ない（黒岩警察官は、控訴人に対する事情聴取のほかに、位置の測定や写真撮影等の関連捜査をしたもの、脅迫罪の

成立を基礎付けるような具体的な事情が確認された事実はうかがえない。」

(11) 原判決17頁24行目から18頁3行目までを、以下のとおり改める。

「(イ) しかしながら、小猪等の死骸等の放置等が確認された場所が公共の用に供せられた道路上であり、控訴人以外の第三者も通行し又は通行することが可能な場所であることからすると、客観的にみて、それが生命・身体に対する危害が加えられる現実的な危険性を控訴人に感じさせ、畏怖させるに足りる事象であるということは困難であるといわざるを得ない。」

(12) 原判決21頁7行目から同11行目までを、以下のとおり改める。

「また、警察官が告訴状の受理を求められた場合に、その手続の確実、適正を期するために、これを警察署等に配置された担当者に宛てて行うよう促すことにも相応な理由があるものと認められ、牧島警察官が沼田警察署庁舎外である臨場現場において控訴人から告訴状を受理せず、警察署において告訴状を提出するよう求めたことを捉えて違法であるということはできない。」

(13) 原判決22頁14行目から17行目までの括弧書きを削る。

(14) 原判決23頁20行目及び同21行目の各「電話対応」をいずれも「対応」に改める。

2 以上のとおり、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきであり、原判決は相当であるから、本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官

近藤昌次

裁判官

渡辺左千夫



裁判官

吉田

徳

これは正本である。

令和2年1月22日

東京高等裁判所第12民事部

裁判所書記官 薩川恵美

